官

〇農林水産省令第三号 植物防疫法 (昭和二十五年法律第百五十一号)

施行規則の一部を改正する省令を次のように定め 第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法

平成十七年一月十四日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 村上誠一郎

びワシントンネー ブル種のスウィー トオレンジ、 ト並びにミネオラ」を「カンキツ属植物」に改め レモン、インペリアル、エレンデール、マーコッ

七十三号)別表二の付表第七中「バレンシア種及

植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

この省令は、公布の日から施行する。附則